



会長 清水 裕子

2024年12月24日、教皇フランシスコは25年に一度の聖年の扉を開けました。私たちに希望の巡礼者となるようすすめるために。聖年は、「主の昇天」を祝った2024年5月9日に、2025年の聖年を布告する大勅書「Spes non confundit (希望は欺かない)」が発表され、待降節が終わるキリスト生誕の日に始まりました。待降節初日は典礼暦の始まりではありますが、年間には含まれません。2025年の聖年は、「希望の聖年」と呼ばれ、各教区で巡礼指定教会が発表されており、巡礼手帳に訪れた教会でスタンプを押して、記念とします。スタンプ収集が目的ではなく、訪問と祈りにより「免償」を得ることができます。



皆さんもこの機会に、様々な教区の指定する教会を旅の一つとして訪問してみましよう。左のカレンダーは、2025聖年のバチカンが主催する巡礼日程です。4月5-6日は「病者と医療従事者の祝祭」とされ、CICIAMS理事会は4月3-4日のバチカンでの会議の後、この巡礼を行います。当方も会議と共に参加予定です。その日は皆様も病者と医療従事者のために特に祈っていただければと思います。

2025年9月15日は、後段ご案内の通り、福岡支部主催の第63回全国大会が開催されます。コロナ禍での十分な準備ができなかったため、急な開催場所選びとなり、福岡支部の方々にはご負担をおかけしています。全国から多くの方々のご参加いただければ支部担当者も喜ばれると思います。今回は、月曜日祝日1日のみの開催としました。どうぞ、お出かけ下さい。

本部役員会では、2023年6月3日に新体制が発足し、会長を除く役員（副会長、財務、広報、指名役員）の改選年となります。短い方は、8ヶ月の短期間での任期満了となりますが、2年間の役職の振り返りを行って、改選手続きを進めたいと思います。年次総会は5月に予定しておりますので、総会後にご報告できると思います。本部でのご奉仕ができる方は、どうぞ、会長までご一報ください。また、この機会に本部

役員の仕事ぶりにご注文などございましたら、お知らせください。皆様の祈りに支えられて奉仕をさせていただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

『希望の巡礼者』

本部顧問司祭 パウロ 暮林 響

今回、聖年の教区における開門の儀式には、浦上天主堂で与りました。海外からの神学生や新司祭たちを連れて長崎巡礼をしていた最中だったからです。その時、初めてこの聖年のテーマソングを耳にしました。「希望の光、神よ、あなたに歌います。尽きぬいのちの泉、あなたを信じます…」、メロディも和音も歌詞も、とても心に染み入るものでした。パンフレットには、「カトリック中央協議会」とのみあったので、「お、ついに日本にもこんなにも美しい典礼音楽を作曲できる人ができたのか」と思い、作曲された方にお会いしたいとまで思いました。ところで、御公現祭は長野県のカルメル会のシスターたちのところで祝ったので、そこでこの曲を紹介をしたところ、一人のシスターが「こちらが原曲で、イタリア人の作詞家と作曲家によるものみたいですね」と、楽譜をプリントアウトして持ってきてくださいました。有望な日本人典礼作曲家の誕生の夢は幻想に帰した、という落ちです。

それにしても希望を目覚めさせてくれるような聖歌なので、南山女子部の宗教倫理の授業の初めに歌って聞かせていたら、三回目で一緒に歌ってくれる生徒が出ました。調子に乗ってこの原稿を書いている今日、南山小学校の宗教の授業の初めでも歌い始めました。一人の担任の先生は抱えていたこともあり、心打たれて涙を流していました。ちょっとしたことですが、美しいもの、心に響くものを共有することは、それを分かち合った人のその後の人生に希望のかけらを残せると思います。

私たちは、自分の現場で希望の巡礼を続ける民です。それが看護の現場であったり、近所づきあいの現場だったりするわけですが、イエスを思い出して希望の光を灯すことができる場はすべて聖地です。JCNA会員のいるすべての場が聖地と感じられるような、希望を与えられる奉仕をそれぞれ続けられますように。

本部主催 研修会「教皇庁教理省宣言 - 無限の尊厳-人間の尊厳について」

2024年11月16日（土）14:00～16:00に本部主催のオンライン研修会が開催されました。

本部、清水裕子会長の進行により、本部顧問司祭、パウロ暮林響神父により解説が行われました。

はじめに清水会長が研修会開催までの経緯と序文についての説明を行いました。「教皇庁教理省宣言 - 無限の尊厳-」が作成された経緯は次の通りでした。2019年3月19日、教理省総会において「人間の人格の尊厳の概念に関する学術研究成果を反映した全般的メリット」を言語化する決議が行われ、2019年10月4日、小委員会協議、2022年1月、教理省総会で要約され、2023年2月6日に、小委員会で改訂版の検討が行われました。2023年5月3日、教理省定例会議で公開が決定され、同年11月13日に教皇による承認が行われました。2020年10月3日の回勅（教皇文書）を反映したものでした。2024年2月28日に、定例会議で承認され、3月25日に教皇の認可を得て、4月1日に公表されました。同年、4月6日にCICIAMS会長から会員国会長へ周知が通知され、JCNAではオンライン研修会を開催するに至ったと説明されました。

序文には、無限の尊厳の説明が以下のように記されています。

「1 無限の尊厳 (Dignitas infinita) すべての人は、各人の存在のうちに不可侵の形で基盤を有する、無限の尊厳を、あらゆる環境、国家、各人が遭遇するいかなる状況をも超えて所持します。理性のみによっても完全に認識可能なこの原則は、人間の人格の優位性と、人権の擁護の基盤です。啓示の光に照らされて、教会は、神の像と似姿として創造され、イエス・キリストによって贖われた人間の人格の本質的な尊厳を強調し、確認します。教会はこの真理から、弱者や力をもたない人々のために取り組む理由を引き出します。そのために教会はつねに「人格としての人間を第一に据え、あらゆる状況を超えて人間の尊厳を擁護すべきです。」

序文

1. 人間は「無限の尊厳」という不可侵の基盤を有する。理性により理解し、人格の優位性と人権擁護の基盤である。教会は神の似姿である人間の本質的な尊厳を真理とし擁護し主張する。
2. 人間の至上価値は1948年12月10日の国連総会「世界人権宣言」に表れた。不可侵の尊厳をもつ人間は尊重と愛をもって扱われなければならない。
3. 教会は福音宗教の最初から人間の自由を主張し、「人格の独自性、尊厳、不可侵性、人格の根本的な権利の豊かさ、人格の神聖性、教育を受ける力、完全な発展へのあこがれ、不死性」（聖パウロ6世）を推進してきた。
4. 教会の使命は、福音的価値を有する人間の尊厳を擁護し、推進する場に身を置くことである。（聖ヨハネ・パウロ二世、1979）個人の価値は自由、身体と心の全性、財産権、生存権等で、社会的政治的価値は参加の権利、不正への強制、身体と心の拷問をうけないことである。
5. 経済の資本の目的は人間の人格とその尊厳の完全な実現であり、経済財政は手段である（教皇ベネディクト16世、2010）
6. 教皇フランシスコの回勅「兄弟の皆さん」は、人間の尊厳を擁護し推進する「大憲章」（Magna Charta）といえる。人間の尊厳は、真理であり、根源的な所与（datum）でこれは理性によっても確信でき、福音にある兄弟愛を蘇らせる。

その後、暮林神父による講話が行われました。

聖書の展望

11. 人間は神の似姿として創造され、物質に還元されない特質をもち、神の代理人として相互の愛により世界を管理する。
12. イエスが懐かしい環境で生まれた = 貧しい人、労働者の尊厳を認める出来事。
- 人間の尊厳は神の愛により与えられ、性的・社会的・文化的・宗教的な区別をすべて超える神聖の価値を有する。授けられたものであって、主張し、獲得するものではない。
- 公生活 = 社会条件や環境に関係なく、神の姿である方々に備わる価値と尊厳を示す。
- 社会的尊厳を奪われた人（徴税人、女性、子供、売春婦、病人、老若、やもめ）の尊厳を回復。= 社会・文化的な壁の撤去。
- 出エジプト：貧しい者の叫びを聞き、苦しみを見、圧迫されたものを守り、解放に導く神。
- 癒し、パンを与え、守り、解放し、救うイエス。
- 申命記：特に孤児、寡婦、寄留者への好意を示す律法。
- たとえ話：一匹の羊への犠牲、小さな兄弟への善行。
- 福音書者たちによる、批判的良心による古の掟の想起。「災いいたし…憐れの判決…権利を奪う…」
- 「もっとも小さい者」（無防備な弟子、相手にされない人、見捨てられた人、仕えられた人、貧しい人、無学な人、病人、治癒された人）への奉仕、キリストに就く奉仕と彼らの中に居られるキリストへの奉仕。血や宗教の絆と関係なく全ての人の尊厳を。
- 知恵文学：「日雇いの賃金を巻き上げる者は、若しくは人殺した」
- キリスト者の愛の掟：全ての人の尊厳と権利への尊重の要求に従って生きる。

基本的説明

7. 広範な合意がある「人間の尊厳」には「本質的尊厳」、「道徳的尊厳」、「社会的尊厳」、「実存的尊厳」がある。
 - 本質的尊厳：神によって存在し、望まれ、創造され、愛される人格。不可侵で常に有効。
 - 道徳的尊厳：人間の自由な行動により、尊厳の痕跡を失う可能性があり、悔い改めや回心が必要とされる。
8. 社会的尊厳：貧困に現れやすく、貧困を強いられる状況は人間の尊厳に反する可能性がある。
 - 実存的尊厳：平和と喜びと希望を持って生きる、尊厳のある生を保証する条件の質である。
9. 古典的人格定義における「理性的な本性をもつ個体的な実体」：賜としての本性を与えられ、不可侵で本質的な尊厳をもつ人間が能力を育み、自由を行使するものであることを意味する。

キリスト教思想における展開

13. 現代のキリスト教的人間論は、尊厳概念の考察の進展を促し、共に成長してきた。
 - 古典期：神の像に創造された人間；被造物の管理における（尊厳ある）役割。
 - 中世：古代哲学の批判的検討から、尊厳を形而上学的に裏付ける人格の概念の確立に到達。「パトリスタ（人権）とは、理性的本性において手摘みすることのもの」
 - ルネサンス期：主観性と人間の人格を結び関係へと主観性を深化させた。

現代

14. 『世界人権宣言』：「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等を築くことのできる権利」を、人間の尊厳の不可侵の性格を注入。現代における尊厳は、主に宇宙の他の存在を超越できないほどの人間の人格の独自の性格を強調するために用いられる。
15. 『尊厳』は他人から与えられたり取り去られたりするものではなく、人格に本来備わっているものである。尊厳を適切に表現できているかにかかわらず、失われることはありえない。
16. 第二バチカン公会議：「人格は事物の世界にまさり、その権利化を要する道徳的であり、かつ愛すべきものである」と述べ、教皇たちは、人間の尊厳の意味、その要求と実践に関する理解をますます深く、すべての人の尊厳はあらゆる状況を超えるという認識に達した。

消し去ることのできない神の像

18. 第一の確信
 - 造り主は人にご自分の像の痕跡を刻印し、常に人をご自分とのかかわりに招く。
 - 尊厳は、靈魂だけでなく、靈魂と身体が分かちがたく、一致したものである。人格に関わる。
- = 身体も神の像としての存在に参与しており、尊厳が貫かれている。

キリストは人間の尊厳を高める

19. 第二の確信
 - 人間の人格の尊厳は、御子の受肉によって完全な方でご自分とのかかわりに招く。
 - 神が「人間の肉体」を自分のものとした。
 - 苦しむ人にしたことはイエスにしたことだと宣言。
 - イエスがもたらした、人類史における新たな原則：「ふさわしくない」と考えられた人が、弱く、貧しく、人の「姿」を失うまでに苦しむほど、いっそう尊重と愛を受けるに「ふさわしい」ことが強調された。
- 見捨てられた幼児、孤児、孤独な高齢者、精神病を患う人、不治の病や重い身体的異常のある人、路上生活者——をケアする機関にいのちを与えた。

完全な尊厳への招き

20. 第三の確信
- 復活によって啓示された側面：死においても神との交わりを召されている人間。
- 人間のいのちの尊厳は、その始まりから終局にも神と交わるという運命にある。
- 「神の栄光は人間、しかも生きて人間である。人間のいのちを、神を直視のうちに見るところにある。」（聖イレネオ）
21. 神の像として創造され、神のうちに再創造されたすべての人は、聖霊の働きのもとに成長し、自らの心身のうちに御父の栄光を映し出し、永遠のいのちに預かるよう招かれている。

自らの自由への取り組み

22. 人間が、不可侵で本質的な尊厳を完全に表すことが出来るかは、自らの自由で責任ある決断による。
 - 神の「像」として創造された人間の人格が善に応答するほど、自由にダイナミックに前進・成長し、成熟する。
- 自らの尊厳の高みまで生きるように努力するべき。
- 罪は人間の尊厳を傷つけるもの。しかし罪が神の像と似姿として創造されたという事実を取り消すことはない。
 - 信仰は、理性が人間の尊厳を認識し、本質的特徴を受け入れ、強め、明らかにするために決定的に役立つ。
 - しかし、理性の誤用（奴隷貿易、様々な社会悪、全体主義的イデオロギーなど）は宗教の矯正により避けられることができる。

人間の尊厳の無条件の尊重

- 24. 尊厳概念の誤解：人間の権利である人間の尊厳の代わり、個人の「権利」を提案する誤解。→胎児、自立できない高齢者、精神的な障害を持つ人は個人の尊厳がないと結論付けてしまう。
- 教会の主張：すべての人間の人格の尊厳は、「あらゆる状況を超えて」存続する。
- 人の状況と無関係に、人格に内在するそれ自体としての尊厳について語る事ができるための唯一の条件は、人類に帰属することである。
- 人類にとって、「人格の権利は人間の権利である」

人間の自由の客観的な基準

- 25. 新しい権利を恣意的に増やすことを正当化するために不法な仕方で行われるケース。生命に対する基本的権利に反することも。
- 人間の尊厳の擁護は、個人の恣意（基準）にも社会的認識（物理的幸福）にも依存しない、人間本性を構成する要求を基礎とする。
- 他者の尊厳の認識から生じる義務と、これに対応する、具体的に客観的な内容に由来する権利は、共通の人間本性を基礎とする。ゆえに、尊厳概念についての客観的な基準が必要である。

人間の人格の関係的構造

- 26. 人格の关系的性格に照らすと、個人主義的自由（自己とその運命を自由に決定する能力）にせよめられた見方を乗り越えられる。
- 自由は「人間が自己をささげ、自己を他者に開くこと」によって、人格とその完成に資するように定められたものです。とはいえ、自由が個人主義的なあり方に固定されてしまうと、自由は本来の内実を失い、その意義のものと尊厳は否定されます」（聖ヨハネ・パウロ二世）
- 27. 人間の尊厳は、人間本性そのものに見舞われ、他者への責務を引き受け力をも含む。
- 28. 他者の被造物の善：管理し耕すように人類にゆだねられた、いわばたまもの。人間のいのちが他の被造物なしでは理解することも持続させることも不可能であるとの認識。
- 自らの存在そのものを守るために、特にヒューマン・エコロジーを考慮しながら環境に配慮することは、人間の尊厳に属する。人間は各被造物に固有の善を尊重して、事物の濫用を避けなければならない。
- 29. 「神は人間を理性的存在として創造し、自主性と自分の行為の支配力を備えた人格の尊厳を付与された」。自由意志が善を優先するよう。
- 自由意志が悪を優先する傾向を考慮して、人間の自由を解放する必要もある。自由なのは、自由にあらゆる関係を人間らしくするため。
- 30. 神と助けから離れることという自由となり、尊厳を自覚できるようになるという考えは重大な誤り。「究極的に真理と善を追求することができない」という意志は、真に自由で良心的な決断によって守り、棄くべきアイデンティティを持ちえず、他者の意志から尊重されることを要求することもできない。「道徳的相対主義が平和共存のための鍵を与えてくれるという幻想は、…分裂や人間の尊厳の否定の原因」（教皇ベネディクト十六世）
- 31. 人間活動のあらゆるレベル、関係において「不正を取り除くことは、人間の自由と尊厳を向上させます」。真の自由を可能にするためには、「改めて人間の尊厳を中心に据え、この世の上に、必要とされる代償的な社会構造を築かなければなりません」。
- 32. 人種差別、奴隷制度、女性・子ども・病者・障害者の排除の廃絶に対する渴望の高まりは、キリスト教信仰の影響

道徳的・社会的束縛からの人間の解放

「基本的説明」では、「1. 人間の尊厳の中心性に関する意識の高まり」について説明され、「聖書的展望」「キリスト教思想における展開・現代」について説明がありました。次に「2. 教会は人間の尊厳を宣言し、推進し、擁護する」「3. 人間の権利と義務の基盤としての尊厳」「4. 人間の尊厳に対するいくつかの重大な侵害」について解説されました。

いずれも、大変、奥の深い講話でした。

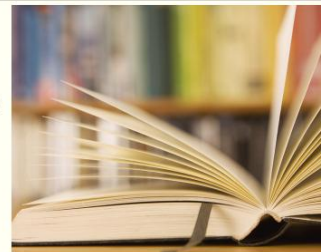
IV 人間の尊厳に対するいくつかの重大な侵害

- 33. すべての人間は、尊厳をもって生き、全人的に発展する権利を有している。具体的な侵害を指摘する。
- 34. 「あらゆる種類の殺人、民族殺戮、堕胎、安楽死、自由意志による自殺、傷害、肉体的及び精神的拷問、心理的強制など、すべて人間の尊厳を損なうこと」
- 35. 重大な尊厳の侵害に対して注意を喚起するものがある。

グループ討議

各グループの班長がファシリテーターとなり、2つのテーマについて意見交換を行う。

最後に口頭での発表を行う
(テーマ1つで1分×2)



講話終了後「人間の尊厳に対するいくつかの重大な侵害」（以下の7項目）について、ブレイクアウトルームに分かれて、グループワークが行われました。

Aグループ 石岡班

「貧困の悲惨」 36,37

発表 Hさん

- 「貧困」と「戦争」を話し合ったが、この二つを切り離して考えるのはむずかしい。
- 難民キャンプの生活は、反福祉的で、暴力や差別が戦争から起こることであるが、貧困と関わっている。
- 豊かな日本でも貧しさから医療を受けられない人が、食事や日用品の1回のみか、学校にいけない子どもがあるのを見た。また、経済的貧しさのみならず、心の貧しさもある。
- いろいろな（国の）文化の中で相手に親切にすること、尊敬を持って接すること、小さなことでも大きなことでも生活の中にいれてきたら、神の愛が浸透しているのではないかと。
- （今日の福音から）貧困も戦争もなかなか解決できないのが辛いけど、心を落とさずに祈りなさいと言う言葉に、字句を得た。

「戦争」 38,39

発表 Nさん

- 尊厳の第1歩は、お互いに愛し合い、受け入れることだと思ふ。
- 大きな国の立場となると、長い歴史の中で、戦争に解決を求めた方向があったと思う。
- 相手の尊厳を考えると、話し合っ解決を求めていくことが世界の指導者に求められているのではないかと。

Bグループ 阿川班

「移住者の苦悩」 40

発表 Fさん

- 1対1の場合向き合うことができずその人のことを考えることができず、行動ができるが、立場によって異なるというなしがらみがあってできないことがある。
- 情報を殆ど知らない。流れてくる情報はポツポツとして、本当にどんなことが行われているか知らない。
- 移住者の方の今までの生活とか、考え方とか、文化を知らないで、壁を作ってしまう。

「人身売買」 41,42

- お金のこと、欲で起きている。自分さえ良ければ、自分の家族さえ良ければ、自分の国が良ければと言うところがあるが、こころなではないか。
- 私たちのいのちは神様から頂いたものという考え方が根本であれば、ずいぶん違うんだろうと言うところです。
- 私たちにできることは「関心を示す」、「思考は世界をみて、行動は周りの人からとなつた」。
- 私たちは看護師になつたときから、「人間の尊厳を守る」ということを自分の中に取り入れていた。

Cグループ 井坂班

「性的虐待」 43

発表 Mさん

- 子どもへの性的虐待が気になる。声に出せない、小さな人々の尊厳が守られなくなっている。
- 経済的にも上下関係があって、気づかないうちに夫に仕えている妻がいる。
- 法的に認めなければ表に出ないことはたくさんあると。聴く。
- 恥ずかしくて声に出せないこともあるが、知識がなくて周りに伝えられないこともあるように。
- 幼少期から子どもに虐待になることを教えていくことが大事だと考えた。

「女性への暴力」 44-46

発表 Iさん

- 看護師は生まれた環境にあるが、社会全体では女性の立場はまだ弱く、暴力を受けやすい環境にあるということがわかった。
- 暴力を受けると信仰があっても我慢できないときがあり、暴力への対処だけではなく、お互いに男女が認め合う社会を形成していくためには、家庭での教育が重要になっていくということを感じた。

Dグループ 鈴木班

「墮胎」 47

発表 Hさん

- 様々な目的で墮胎は選ばれていると思う。
- 事件性がある時はどうするか考えた。
- 子どもの立場だけではなく、女性の立場から考えると選択肢としては必要ではないか。

「代理懐胎」 48-50

- 不妊症の立場から考えると絶対だめとは言えない。
- 里親制度など異なる形で親になる選択肢もあるが、代理懐胎は、自分たちの遺伝子を伝えることができるということでシジマがある。
- カトリック看護師として尊厳をもって選択でき、サポートができるということを考えるきっかけになった。

7つの項目は、A「貧困の悲惨」「戦争」、B「移住者の苦悩」「人身売買」、C「性的虐待」「女性への暴力」、D「墮胎」「代理懐胎」、E「安楽死と自殺幫助」、F「ジェンダー」、G「性転換」でした。

グループワーク終了後、各グループの発表があり、「思い」を共有することができました。

最後に暮林神父によるまとめのお話があつて、研修会は終了しました。

参加者は、オンライン上で39名、後日視聴者が27名でした。

Eグループ 千田班

「安楽死と自殺補助」 51,52

- 発表者 Tさん
- 尊厳の語った解釈で安楽死自殺補助が認められる国ということは信者としては残念なことと思う。
- 安楽死自殺補助を行うことはないが、自分だったらどうするのか、悩んでいるという意見があった。
- パストラルケアでは、身体的精神的例歴に寄り添っているが、患者さんの中には、苦しみを分かち合いたく、尊厳を高めることである、キリストの受難を共にすることその方の尊厳に繋がっているという意見もあった。
- パストラルケアの関わりでは、苦ししい人と共にいることがこちらの尊厳を高めることにもなっていた。
- また痛みをなくしては生きていけるかと言えないという意見も。苦しみを分け合いたく、苦しみを分かち合いたく、尊厳を高めることになると患者さんの言葉を聞いて。

Fグループ 佐藤班 「ジェンダー理論」

発表 Sさん

- むずかしいテーマである。
- なぜ、教会はジェンダー理論を拒否するのか、
- 57-58で生物学的な性と社会的な性を認められるという内容をもう少し解説が欲しかった。
- 同性婚についても教会はもっと賛成の立場をとっていいのではないかと意見があった。

G グループ 澤班

「性転換」 60

- 発表 Mさん
- 「性転換」の話はまともでないが社会の現状だと思った。
- 身近に性転換の人はいないが、(本来の性)性が違うことで悩んでいる人がいることを知った。
- 「何よりもまず、創造された通りに、それ(性)を受け止め、大切にすること」である、と述べられているが、手術を否定はしないが、ここいう「性転換」とは異なることとあった。積極的に手術はすすめないが、精神的に自分を追い詰めて悩むようなら、否定はしないという結論を得た。

「デジタルな暴力」 61,62

- デジタルは便利だが悪用されないようにしないといけない。
- 現在のコミュニケーションの形態が、寛大な出会い、全き真実の真摯な追求、奉仕、いちばんの弱者に寄り添うこと、共通善を構築する責務に、実際にわたしたちを導いてくれているかどうかを、つねに検証しなければなりません」とあるように、身近な人、家族とのコミュニケーションを大事にすることが大切という意見があった。

2025年2月11日

世界病者の日 オンライン黙想会 ご報告

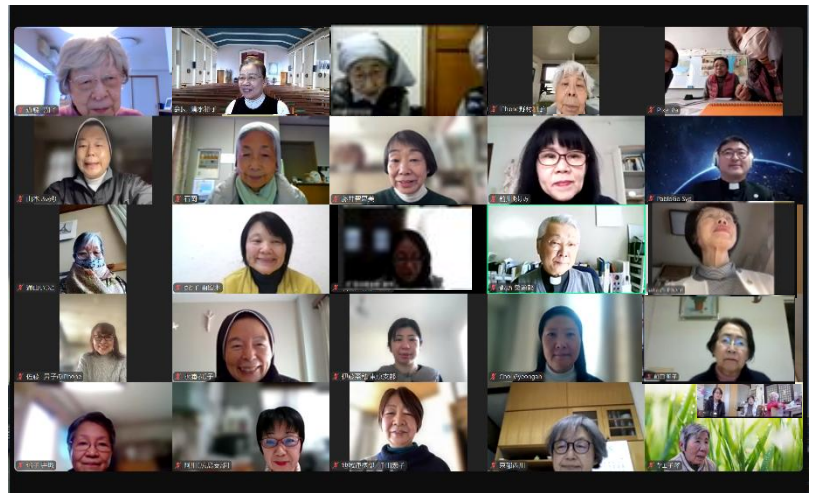
開催日時:2025年2月11日(火)14:00~16:00

講師:使徒ヨハネ 諏訪榮治郎名誉司教

開催方法:オンライン(ZOOM:神言会 暮林神父)

当日参加者 29名、事後視聴予定 35名(重複有)

感想:司教様の病気体験から病いを人の目で見ると、神の目で見るとかという視点と苦しいときに生きる喜びを見いだすことができるように祈りをもって関わることの大切さを学びました。発表を通してカトリック看護師としての病者への向き合い方を振り返る機会となりました。心に残る黙想会でした。



↑オンラインにご参加の札幌~鹿児島会の会員(最後まで参加の方を中心に)

日本カトリック看護協会顧問司教 タルチシオ菊地功枢機卿就任お祝い 2024年12月8日

2024年10月7日、教皇フランシスコはローマ時間10月6日正午(日本時間午後7時)、バチカン・サンピエトロ広場に集まった巡礼者や訪問者に向けての「お告げの祈り」において、タルチシオ菊地功東京大司教を含む21名を枢機卿に任命することを発表なさいました。会員一同謹んでお慶びを申し上げます。

当会からのお祝いの気持ちを表すために、2024年10月8日~11月30日まで、全国13支部、会員215名による祈りの花束が準備されました。ささやかな贈り物ですが、これからの重責を担うためのご支援として送らせていただきました。枢機卿様からは心からの感謝の言葉が返されました。



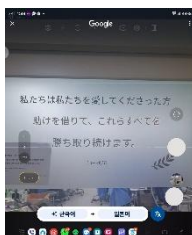
↑全国JCNA会員から送られてきた祈りの花束



梱包も会員の手作りの折り紙を添えて↑

CICIAMSコーナー

- 2024年11月6日～9日、韓国ソウル、アジアカトリック看護協会にCICIAMS教会顧問ケン・スレイマン神父と清水アジア地区長が、各々私費で参加しました。



(写真(左から)役員との集合写真、聖マリア病院正面入り口で韓国会長と清水会長、手術室入り口のガラスドアに聖句(手術室内、回復室の至る所、カーテンレールにも聖句があった)、手術室前でスタッフと。)

- CICIAMS2026年世界大会の準備委員会が、10月9日、11月15日にオンラインで開催され、ケン・スレイマン神父と清水アジア地区長が参加。世界総会会場は、Baan Phu Waan Pastoral Training Center

(<https://baanphuwaan.org/en/home-en/>)

- CICIAMS理事会が2025年4月3-4日にバチカンで開催予定、5-6日に「病者と医療従事者のためのジュビリー巡礼」が開催予定で、同、ケン・スレイマン神父と同清水会長が参加予定。
- 2025年6月20日に開催予定のバングラディッシュカトリック看護協会年次総会にケン神父、清水会長が参加予定。
- 2025年8月29日から9月1日まで開催予定のマレーシア国カトリック看護協会年次総会でケン・スレイマン神父が黙想指導で訪問予定です。

本部からのお知らせ



- 2025年5月のJCNA年次総会において、会長を除く副会長、財務、広報、指名役員の役員改選が行われます。

現在の担当者は、規約第16条2項役員副会長は長崎聖フランシスコ病院看護顧問であり、パストラル・カウンセラーである聖フランシスコ病院会石岡ヒロ子修道女、同第16条3項役員広報は、長崎聖フランシスコ病院パストラル・ワーカー、お告げのマリア修道女会水浦ふじ子修道女、同第16条4項役員財務は、公益社団法人参事の山口道子氏(東京教区関口教会所属)です。

規約第16条第6項の会長指名役員は、本部経費の出入金業務を担当する経理担当として、訪問看護ステーション共同管理者の堀田光子氏(福岡教区箱崎教会所属)、本部ホームページ更新作業を担当している国立大学法人母性看護学・助産学教員の巻島愛氏(札幌教区旭川六条教会所属)、オンライン情報管理等の広報補佐にあたっている元天使大学教員の前田明子氏(札幌北十一条教会所属)です。

- 在日外国人のための妊娠相談事業が開始

2025年1月1日から在日外国人研修生などを対象に、妊娠・出産に関するオンライン相談の受付を開始しました。現在は、通訳者確保の関係でベトナム人青年のみを対象として開始しました。

相談対応者は、規程に則り、会員として一定の要件を満たす方々とし、会長、副会長の他、助産学教授、カトリック病院元看護部長、ベトナム人シスターが協力者として登録されています。

- スピリチュアル・ケア研究会を準備中

現在、スピリチュアルケア研究会規程が、本部役員会で検討されており、実施を外部委託することで契約書が検討されています。有料で、非会員も参加することができる計画です。

広報として、大阪高松大司教区報の招待コラムが掲載されました。

- 第63回 全国大会**のお知らせ

開催日時 2025年9月15日(月)8:30～17:00、開催支部 福岡支部(杉本美香支部長)

開催会場 社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院 井手一郎ホール

テーマ いのちへの奉仕者～カトリック看護師としてどういのちに向き合うのか～

ミサと基調講演 大分教区長 スルピス森山信三司教

同時開催 2025年度臨時総会(2025年9月14日 日曜日17:00～、ハイネスホテル久留米にて)

編集後記

JCNAではカトリック看護者としての自分を見つめ直す機会として研修会や黙想会が開催されます。ご多忙の中、参加できない方がおられると思いますので、「通信」を通して一端を学ぶことができれば幸いです。今年も実り豊かな1年になりますようにお祈りします。
本部広報担当

発行日 2025年2月12日
発行責任者 清水 裕子
編集 日本カトリック看護協会本部役員会
創刊年 1957(昭和 32)